

第12回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和3年6月25日(金) 午後3時30分から

○ 議 題

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

2 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本の見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕
- (12) 令和3年陳情第2号 中学校歴史教科書採択に関する陳情書

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕 (資料1)

4 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 練馬区立図書館の指定管理者の公募について (資料2)
 - ② 練馬区立図書館の指定管理者の選定について (資料3)
 - ③ 令和3年第二回練馬区議会定例会提出議案について (資料4)
 - ④ 区立学童クラブの休室について (資料5)
 - ⑤ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)について (資料6)
 - ⑥ その他

練馬区教育委員会
教育長 河口 浩 様

2021年 6月18日

団体名
代表
住所

中学校歴史教科書採択に関する陳情書

文科省は2021年3月30日付の通知「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」において、自由社の歴史教科書が検定を通過したことにより、中学校歴史教科書に限り「採択替えを行うことも可能」としました。

通知は「採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯および内容等を踏まえて判断することも考えられること」としています。

つまり、「ことも可能」「考えられる」であり、今年の採択について、特に問題があったなど特段のことがない場合は、あえて採択替えの作業をする必要はないということです。

毎年教科書採択をしています。それは無償措置予算の関係であり、昨年度のような大々的な採択をすることは、今年の場合には必要ありません。

今回の通知も「令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき・・・令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと」が前提になっています。

説得ある理由無しに、いわば「特例」に過ぎない「採択替え」の作業に入ることは、コロナ禍の中で、これまで以上に教育活動が大変になっている学校現場に新たな負担をかけることとなります。また教育委員会事務当局も同様と考えます。

教科書の採択にあたり、引き続き、教職員及び父母・区民の声を十分に反映したものとなるように、以下のことを強く要望いたします。

記

中学校歴史教科書について、2020年度の教科書採択の結果を尊重し、採択替えを行わないこと。

旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校校舎等改築基本設計概要について

旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校については、令和 2 年度に旭丘小学校・旭丘中学校の改築に向けた基本設計を行った。このたび校舎等改築に係る基本設計が完了したので、その概要について下記のとおり報告する。

記

1 設計方針

- (1) 教育内容の多様化への対応
多目的スペースの確保、ICT 環境の整備
- (2) 環境配慮
屋上緑化、雨水利用、太陽光発電
- (3) バリアフリー化の推進
段差の解消、だれでもトイレの設置、エレベーターの設置
- (4) 防災拠点としての機能強化
防災備蓄倉庫、マンホールトイレ、体育館空調機の設置

2 施設概要

(1) 新校舎

構 造：北棟 鉄筋コンクリート造 4 階建
南棟 鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積：約 14,600 m²（複合化施設 約 800 m²含む）
校 庭：第一校庭 200mトラック、直線 100m
第二校庭 150mトラック、直線 50m
計画諸室：普通教室、特別教室、特別支援学級、特別支援教室、管理諸室、
給食室、学童クラブ室、ひろば室等
※第一体育館、第二体育館、武道場、プールは新校舎内に合築
複合化施設：地域包括支援センター、街かどケアカフェ、児童館

(2) 仮設校舎

構 造：軽量鉄骨造 3 階建
延床面積：約 5,200 m²
計画諸室：普通教室、特別教室、特別支援学級、特別支援教室、管理諸室等

3 配置図、平面図および工事スケジュール
別紙のとおり

4 地域との協議や説明の状況

(1) これまでの取組

① 小中一貫教育校推進委員会

令和元年度 4回開催

令和2年度 2回開催

② 地域説明会

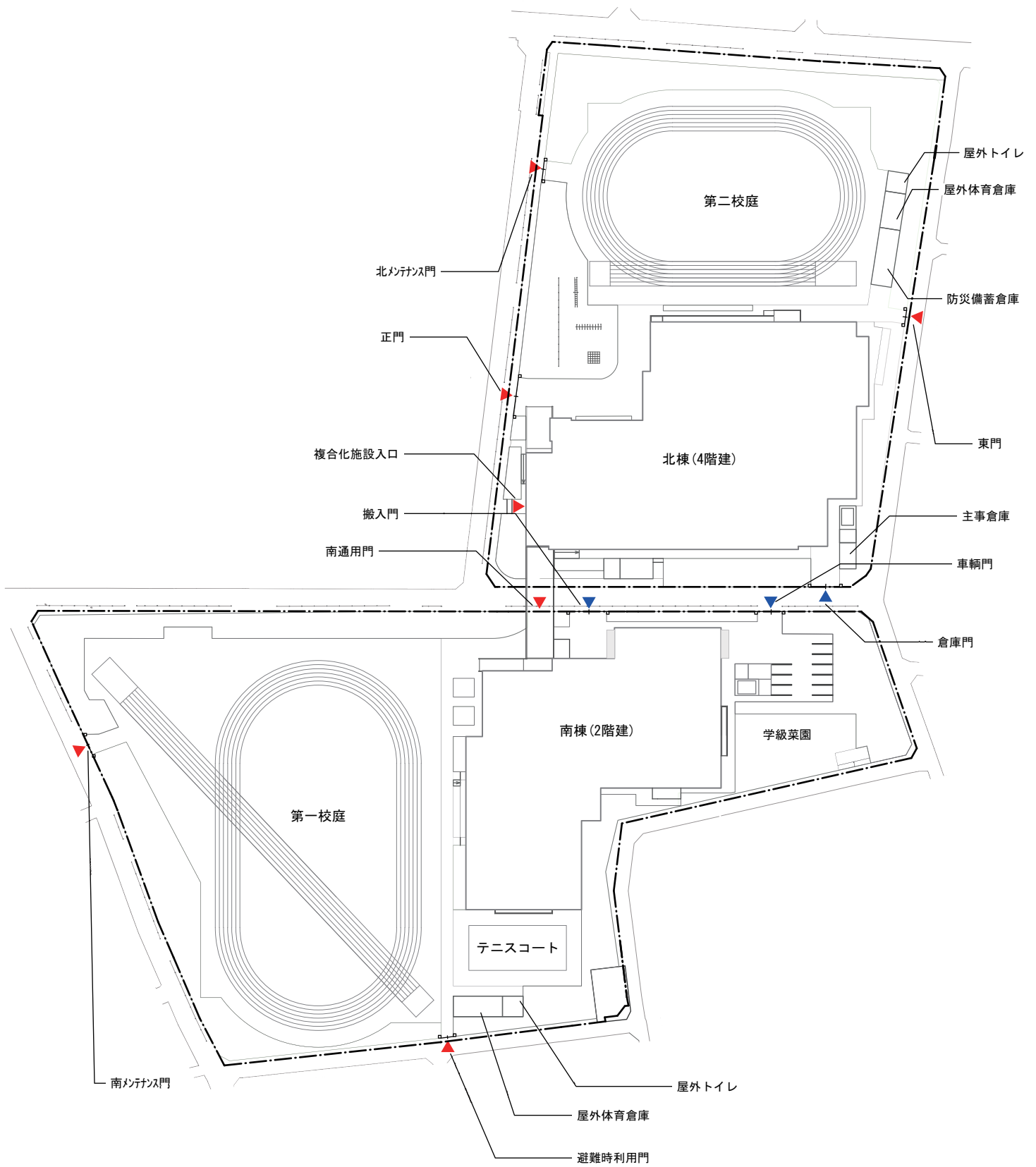
令和元年度 1回開催

令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区ホームページ
で周知

(2) 今後の予定

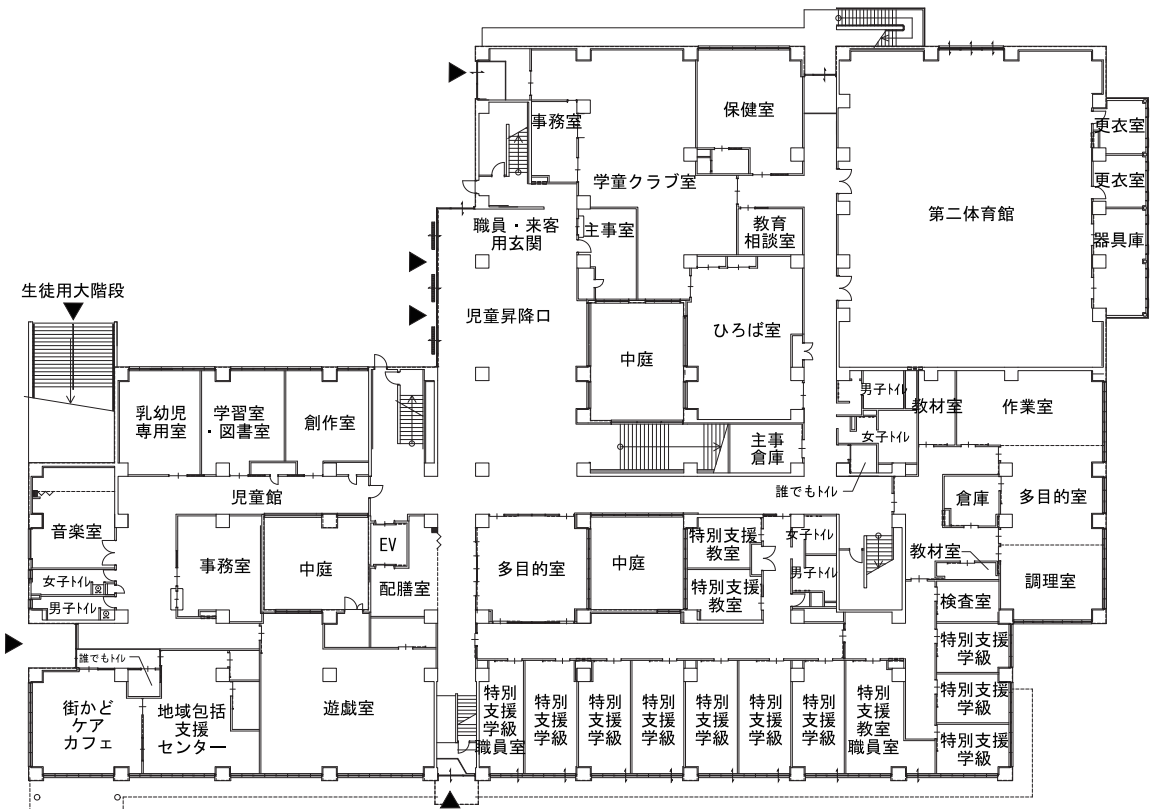
① 小中一貫教育校推進委員会 令和3年6月23日(水)

② 地域説明会 令和3年7月9日(金)、7月10日(土)

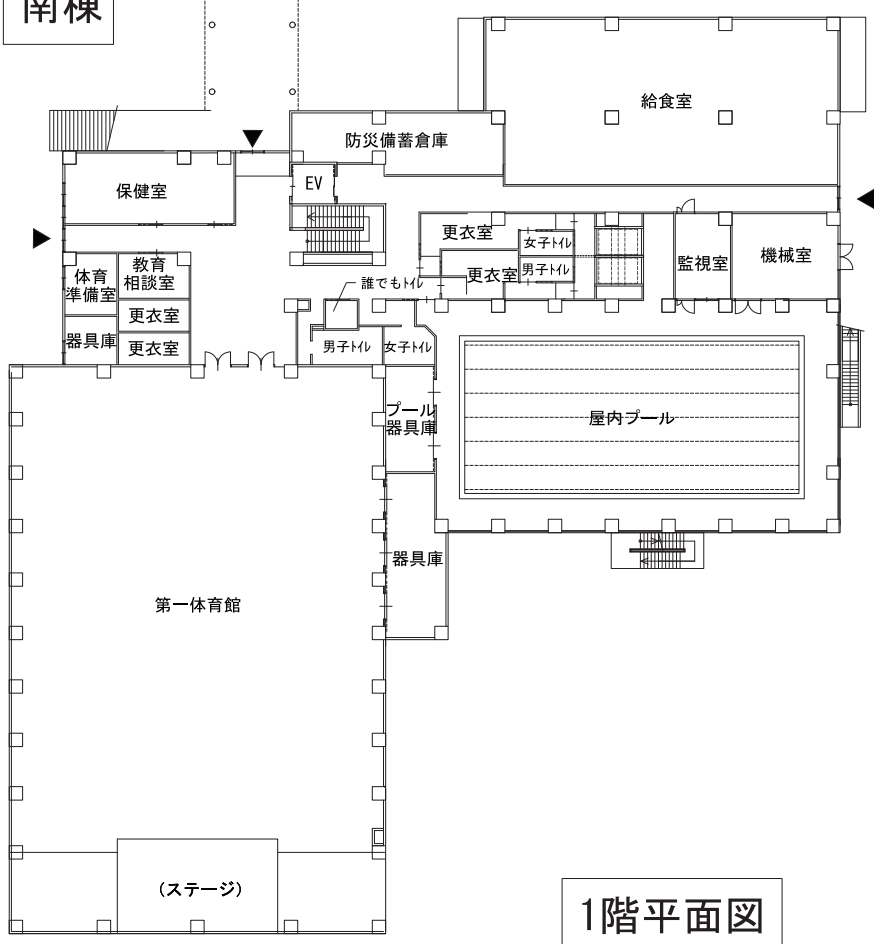


配置図

北棟



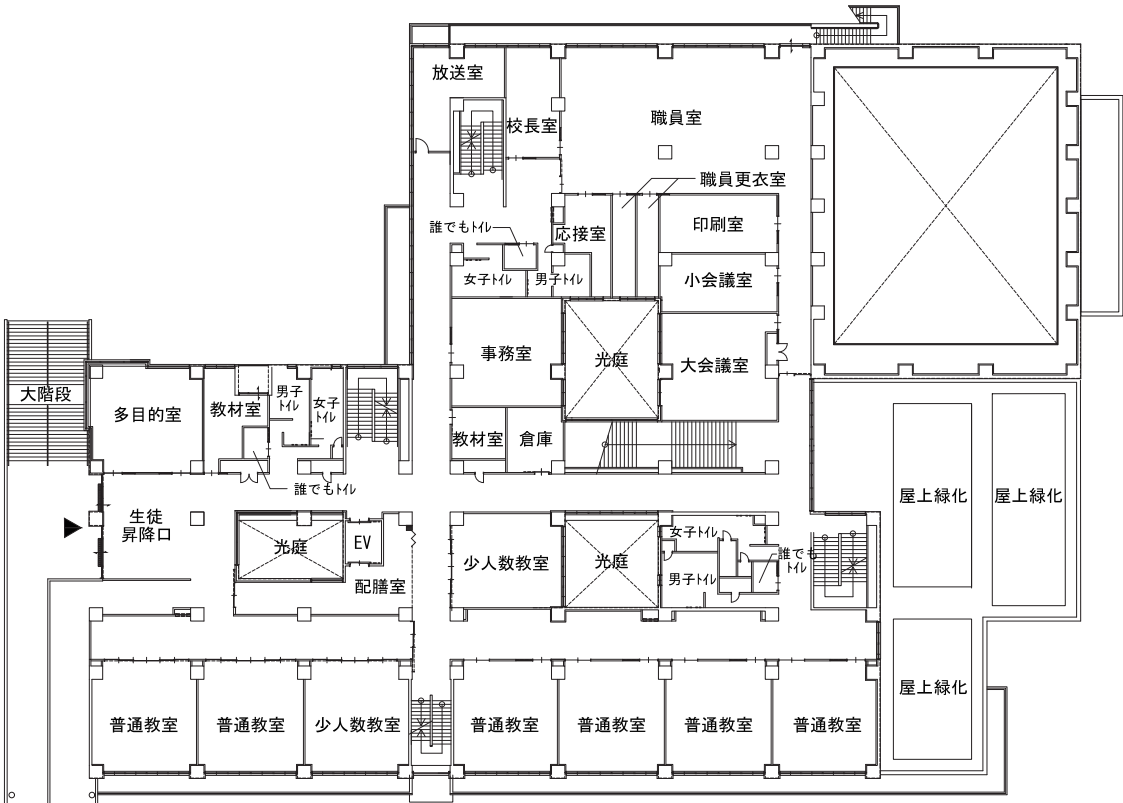
南棟



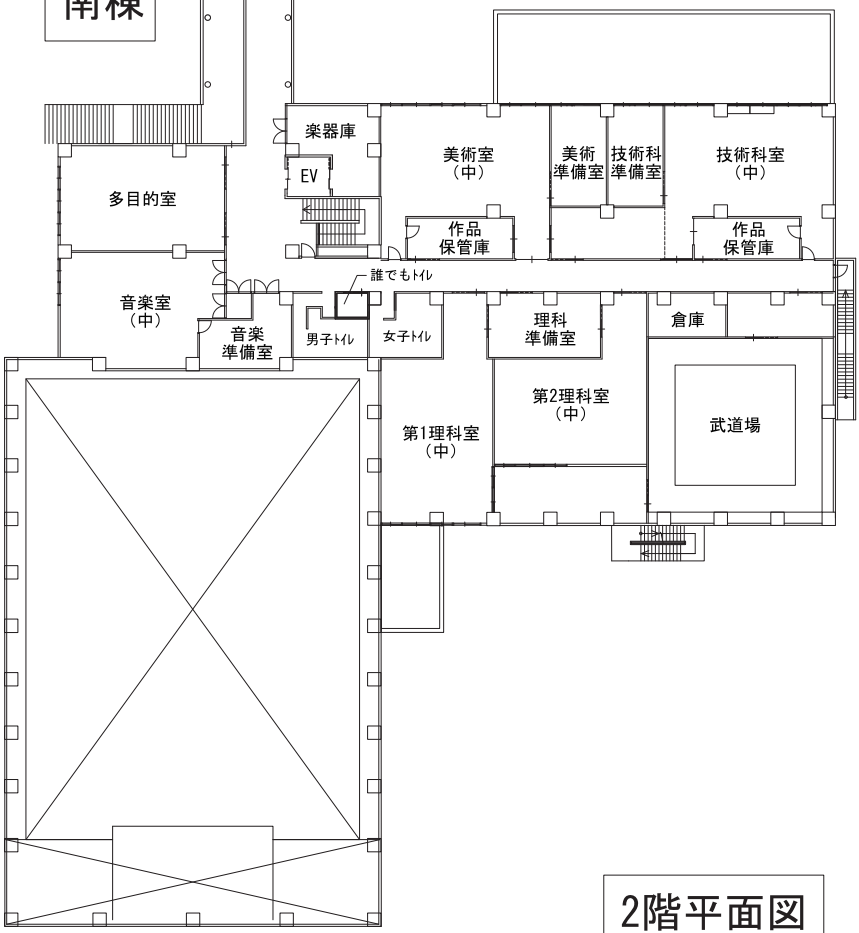
1階平面図



北棟



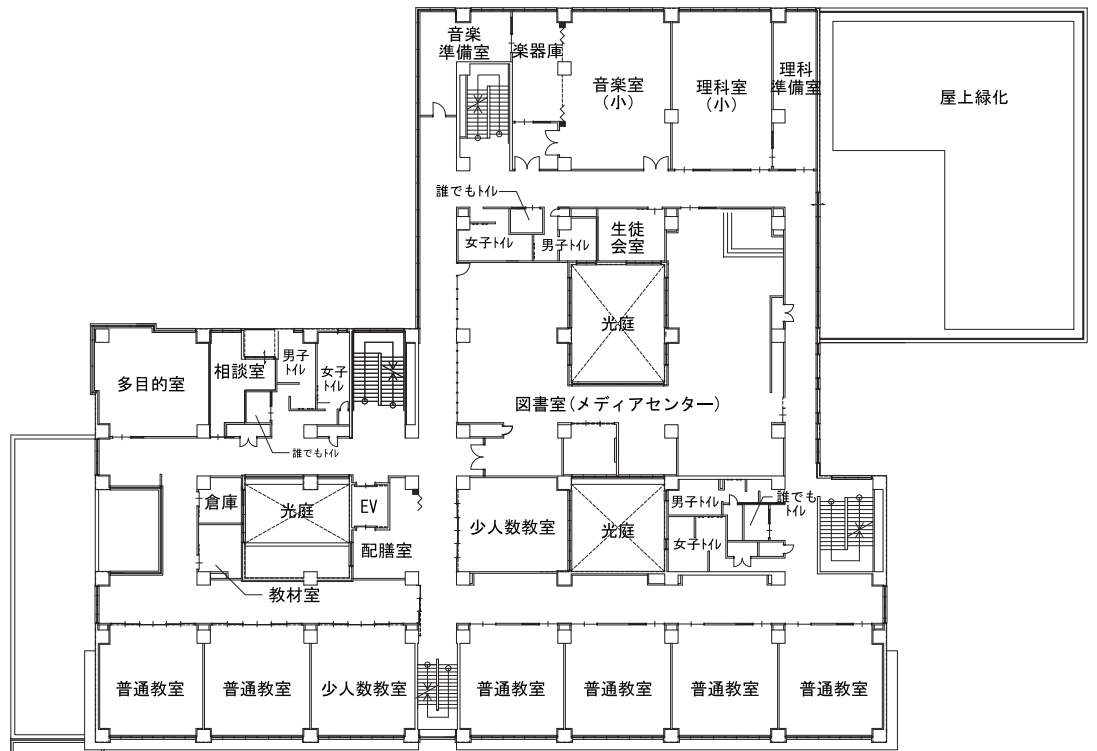
南棟



2階平面図

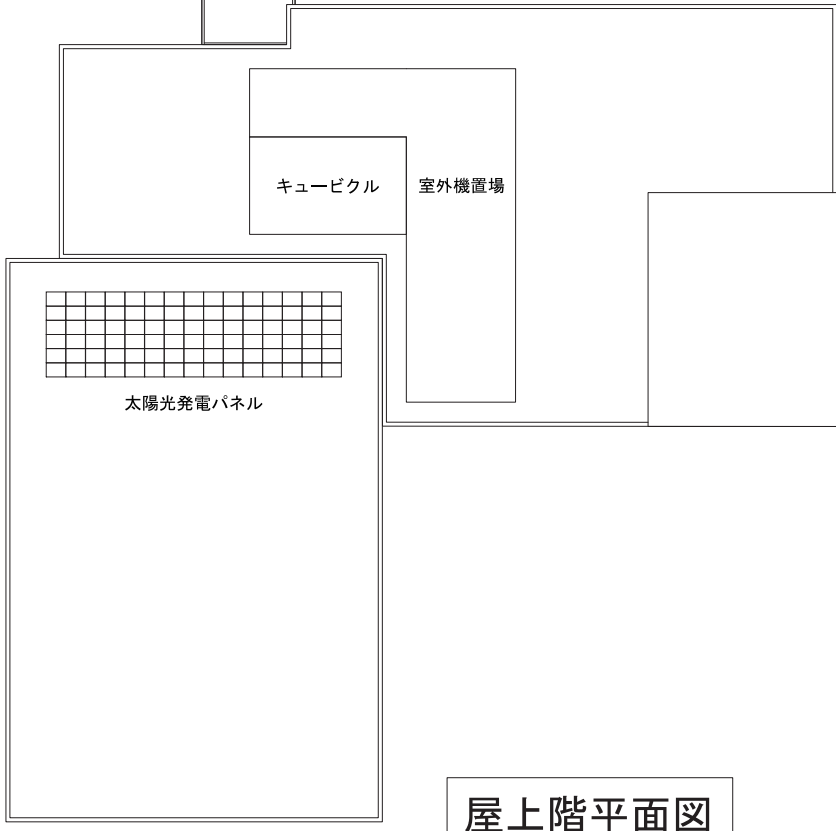


北棟



3階平面図

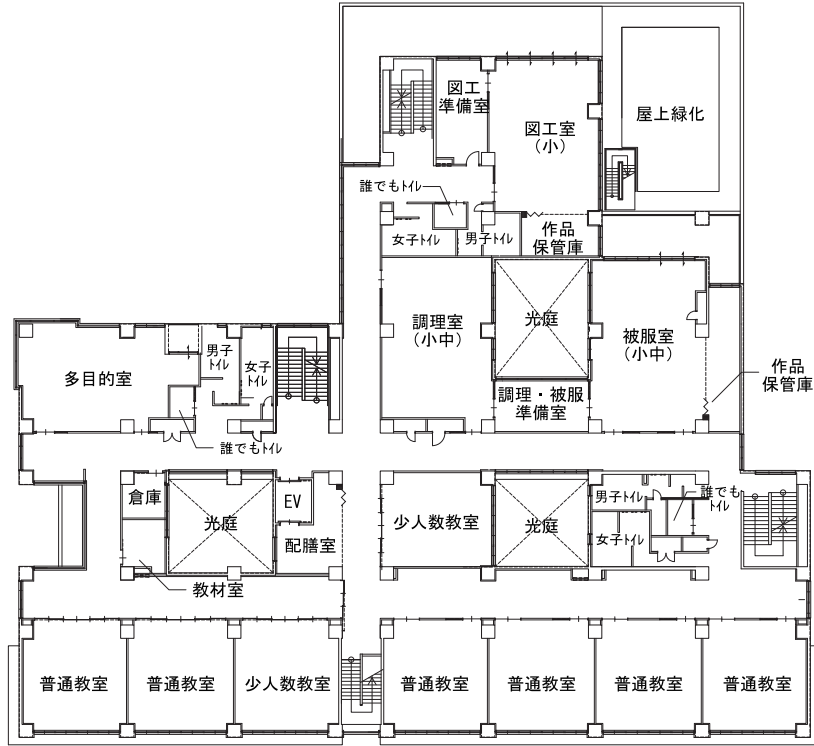
南棟



屋上階平面図

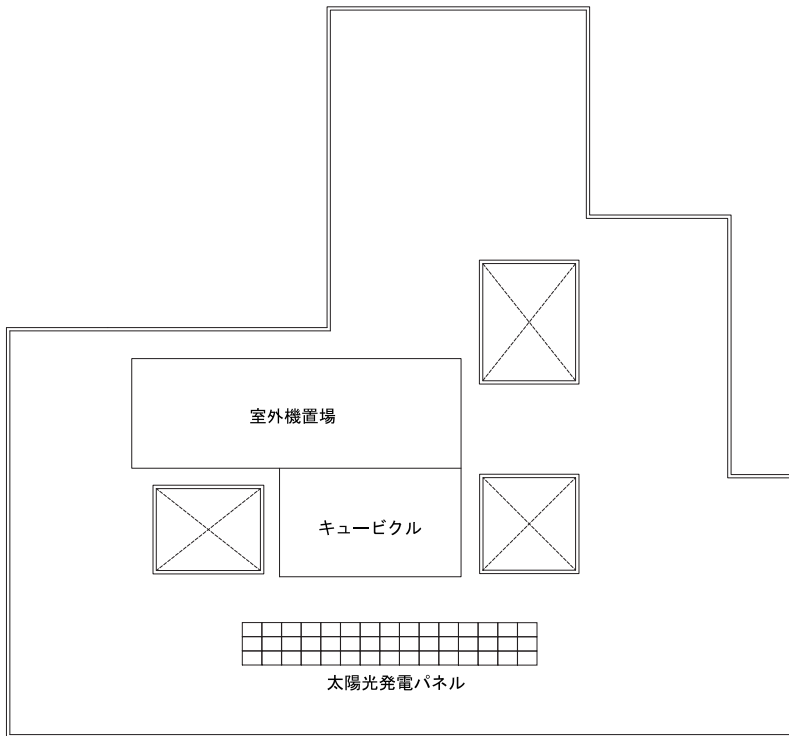


北棟



4階平面図

北棟



屋上階平面図



工事スケジュール

- 凡例
- 使用校舎
 - 建設対象
 - 解体対象
 - 校庭
 - 仮囲い
 - 校庭整備
 - 児童・生徒利用門
 - 工事車輛門



| 年度 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------------|---|---|-------|---|---|-------|----|----|-------|---|---|-------|---|---|-------|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 設計 | 実施設計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仮設工事 | 中学校校舎、小学校校舎一部、特支校舎仮設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解体工事 | 小・中学校校舎、中プール解体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築工事 | 校舎改築 体育館・プール改築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 校庭整備工事 | 校庭整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 校庭利用 | 中学校側 小学校側 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プール利用 | 既存個別利用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体育館利用 | 既存個別利用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和 3 年 6 月 25 日
教育振興部光が丘図書館

練馬区立図書館の指定管理者の公募について

平成 29 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入して運営を行ってきた練馬区立図書館について、その指定期間が令和 4 年 3 月 31 日に満了することから、下記のとおり次期の指定管理者を公募する。

記

1 施設名

- ①大泉図書館（現指定管理者：株式会社図書館流通センター）
- ②貫井図書館（現指定管理者：株式会社図書館流通センター）
- ③春日町図書館（現指定管理者：株式会社ヴィアックス）

2 指定期間（予定）

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 指定管理者の応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、令和 3 年度において公立図書館の指定管理業務を受託している実績を有すること。

なお、複数の法人等により構成された共同事業体として応募する場合は、共同事業体の代表団体が令和 3 年度において公立図書館の指定管理業務を受託している実績を有すること。

ただし、一の共同事業体に参加している法人等は、法人等単体または他の共同事業体に参加して応募することはできない。

4 募集方法・募集の時期

ねりま区報 7 月 11 日号で周知するほか、練馬区ホームページに募集案内および募集要項を掲載する。

(1) 応募書類受付期間

令和 3 年 8 月 10 日（火）～令和 3 年 8 月 13 日（金）

(2) 説明会

①大泉図書館

令和 3 年 7 月 15 日（木）午後 1 時 30 分～2 時 30 分に大泉図書館で開催する。

②貫井図書館

令和3年7月15日（木）午前10時～11時に貫井図書館で開催する。

③春日町図書館

令和3年7月16日（金）午前10時～11時に春日町図書館で開催する。

5 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、応募団体の企画書等提出書類、プレゼンテーションの内容、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和3年第四回練馬区議会定例会に提出する。

6 評価項目・評価基準

別紙のとおり

練馬区立図書館指定管理者評価項目・評価基準

| | 評価項目 | 評価基準 |
|------------------|------------------------|--|
| 団 体 審 査 | 1 安定性・継続性 | (1) 利益を上げる力の有無 (※) (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性 |
| | 2 組織体制 | (1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組 |
| | 3 団体の施設 運営実績 | (1) 練馬区立図書館と同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況 |
| | 4 区内事業者 か否か | (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。 |
| 提 案 審 査 | 5 施設運営体制 | (1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組 |
| | 6 利用者等へ の対応 | (1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組 |
| | 7 施設の維持管理・ 安全性への配慮 | (1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 |
| | 8 効率的な管理 運営 | (1) 効率的・効果的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性 |
| | 9 施設特性に 応じた 評価項目 | (1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案内容 (3) 図書館資料の管理に関する提案内容 |
| | 10 地域への貢献 | (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進 |

※ 社会福祉法人、公益財団法人および公益社団法人等を指定管理者候補として評価する場合は、「(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無」に読み換える。

令和 3 年 6 月 25 日
教育振興部光が丘図書館

練馬区立図書館の指定管理者の選定について

平成 29 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入して運営を行ってきた練馬区立図書館について、その指定期間が令和 4 年 3 月 31 日に満了することから、下記のとおり次期の指定管理者の選定を行う。

記

1 施設名

- ①関町図書館（現指定管理者：株式会社図書館流通センター）
- ②南田中図書館（現指定管理者：株式会社図書館流通センター）

2 指定期間（予定）

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 選定の対象を特定する理由

指定期間終了年度の前年度終了後に実施したモニタリングの最終総合評価において、現指定管理者の評価が「良」であったため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

4 選定の対象とする団体（現指定管理者）

東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 細川 博史

5 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和 3 年第四回練馬区議会定例会に提出する。

6 評価項目・評価基準

別紙のとおり

練馬区立図書館評価項目・評価基準

| | 評価項目 | 評価基準 |
|----------|-------------------|--|
| 団体 審査 | 1 安定性・継続性 | (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性 |
| | 2 当該施設の運営実績 | (1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応 |
| 提案 審査 | 3 施設運営体制 | (1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組 |
| | 4 運営経験を生かした取組 | (1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組 |
| | 5 施設の維持管理・安全性への配慮 | (1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 |
| | 6 効率的な管理運営 | (1) 効率的・効果的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性 |
| | 7 施設特性に応じた評価項目 | (1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案内容 (3) 図書館資料の管理に関する提案内容 |
| | 8 地域への貢献 | (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進 |

資料 4

令和3年6月25日
教育委員会事務局

令和3年第二回練馬区議会定例会提出議案について

令和3年5月28日第10回教育委員会定例会で報告した令和3年第二回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

| No. | 所管課 | 件名および内容説明 | 施行日 |
|-----|---------------|--|----------------------------------|
| 1 | 子育て支援課 | 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例 | 令和4年4月1日 |
| | | (内容) 別紙1のとおり | |
| 2 | 子育て支援課 | 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例 | 令和4年4月1日 |
| | | (内容) 別紙2のとおり | |
| 3 | 保育課 | 練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 | 公布の日。 ただし、一部の規定については、令和3年7月1日 |
| | | (内容) 別紙3のとおり | |
| 4 | 保育課 | 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 | 公布の日 |
| | | (内容) 別紙4のとおり | |
| 5 | 練馬子ども家庭支援センター | 練馬区立練馬子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例 | 令和4年4月1日 |
| | | (内容) 別紙5のとおり | |



議案第 4 7 号

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 7 日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

練馬区立学童クラブ条例（平成元年12月練馬区条例第56号）の一部をつぎのよ
うに改正する。

別表第 1 練馬区立大泉小学童クラブの項、練馬区立大泉東小学童クラブの項、
練馬区立北町小学童クラブの項、練馬区立豊玉第二小学童クラブの項、練馬区立
大泉東小第二学童クラブの項、練馬区立東大泉地区区民館学童クラブの項、練馬
区立中村小学童クラブの項、練馬区立石神井西小学童クラブの項および練馬区立
大泉北小学童クラブの項を削る。

別表第 2 練馬区立大泉小学童クラブの項を削り、同表練馬区立東大泉児童館学
童クラブの項のつぎにつぎのように加える。

| |
|---------------|
| 練馬区立大泉西小学童クラブ |
|---------------|

別表第 2 練馬区立大泉東小学童クラブの項を削り、同表練馬区立北町小学童ク
ラブの項および練馬区立豊玉第二小学童クラブの項をつぎのように改める。

| |
|---------------|
| 練馬区立石神井小学童クラブ |
|---------------|

| |
|-----------------|
| 練馬区立石神井小第二学童クラブ |
|-----------------|

別表第 2 練馬区立大泉東小第二学童クラブの項を削り、同表練馬区立中村小学
童クラブの項をつぎのように改める。

| |
|--------------|
| 練馬区立早宮小学童クラブ |
|--------------|

別表第2 練馬区立石神井西小学童クラブの項および練馬区立大泉北小学童クラブの項を削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 7 号 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

ねりっこクラブの実施に伴い、練馬区立東大泉地区区民館学童クラブ（直営）を廃止するため、別表第 1 から削る。

ねりっこクラブの実施に伴い、つぎに掲げる学童クラブ（委託）を廃止するため、これらを別表第 1 および別表第 2 から削る。

ア 練馬区立大泉小学童クラブ

イ 練馬区立大泉東小学童クラブ

ウ 練馬区立北町小学童クラブ

エ 練馬区立豊玉第二小学童クラブ

オ 練馬区立大泉東小第二学童クラブ

カ 練馬区立中村小学童クラブ

キ 練馬区立石神井西小学童クラブ

ク 練馬区立大泉北小学童クラブ

学童クラブ委託化に伴い、つぎに掲げる学童クラブの保育および指導時間を延長するため、これらを別表第 2 に加える。

ア 練馬区立大泉西小学童クラブ

イ 練馬区立石神井小学童クラブ

ウ 練馬区立石神井小第二学童クラブ

エ 練馬区立早宮小学童クラブ

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

3 新旧対照表

別紙 1 のとおり

4 参考資料

別紙 2 のとおり

練馬区立学童クラブ条例新旧対照表

| 現 行 | | 改正案 | |
|---------------------------|------------------------|-----------------------|------|
| 本 則 [略] | | 本 則 [略] | |
| 付 則 [略] | | 付 則 [略] | |
| | | 付 則 | |
| | | この条例は、令和4年4月1日から施行する。 | |
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 練馬区立大泉小学 童クラブ | 東京都練馬区東大泉四 丁目25番1号 | [削る] | [削る] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 練馬区立大泉東小 学童クラブ | 東京都練馬区東大泉一 丁目22番1号 | [削る] | [削る] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 練馬区立北町小学 童クラブ | 東京都練馬区北町一丁 目14番11号 | [削る] | [削る] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 練馬区立豊玉第二 小学童クラブ | 東京都練馬区豊玉上二 丁目16番1号 | [削る] | [削る] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 練馬区立大泉東小 第二学童クラブ | 東京都練馬区東大泉一 丁目22番1号 | [削る] | [削る] |
| 練馬区立東大泉地 区区民館学童クラ ブ | 東京都練馬区東大泉三 丁目53番1号 | [削る] | [削る] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 練馬区立中村小学 童クラブ | 東京都練馬区中村二丁 目8番1号 | [削る] | [削る] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 練馬区立石神井西 小学童クラブ | 東京都練馬区関町北一 丁目1番5号 | [削る] | [削る] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 練馬区立大泉北小 学童クラブ | 東京都練馬区大泉町四 丁目28番22号 | [削る] | [削る] |

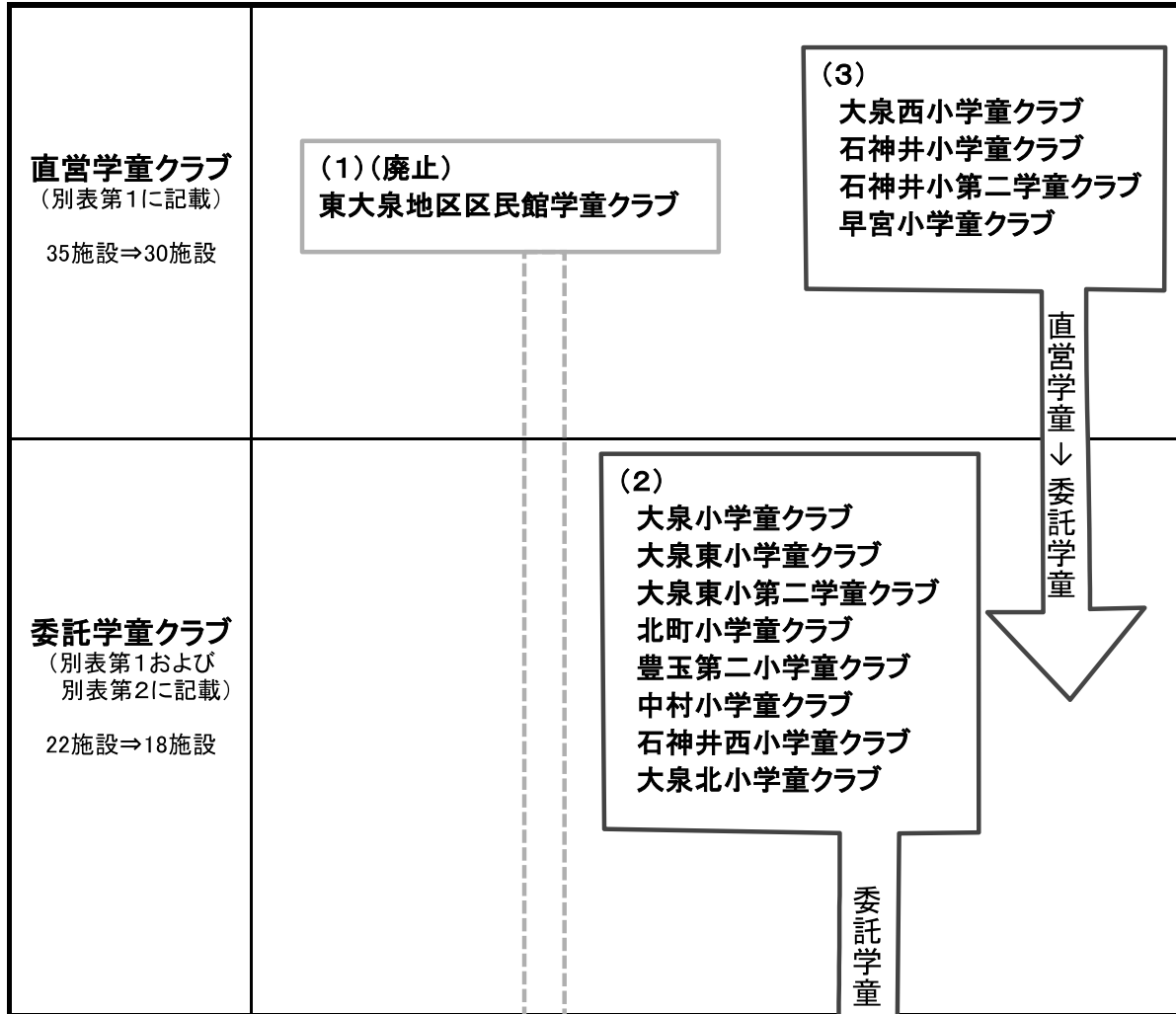
| | |
|------------------------|-------|
| [略] | [略] |
| 別表第 2 (第 6 条関係) | |
| 名称 | |
| [略] | |
| <u>練馬区立大泉小学童クラブ</u> | |
| [略] | |
| <u>練馬区立東大泉児童館学童クラブ</u> | |
| [新設] | |
| [略] | |
| <u>練馬区立大泉東小学童クラブ</u> | |
| [略] | |
| <u>練馬区立北町小学童クラブ</u> | |
| <u>練馬区立豊玉第二小学童クラブ</u> | |
| [略] | |
| <u>練馬区立大泉東小第二学童クラブ</u> | |
| [略] | |
| <u>練馬区立中村小学童クラブ</u> | |
| [略] | |
| <u>練馬区立石神井西小学童クラブ</u> | |
| [略] | |
| <u>練馬区立大泉北小学童クラブ</u> | |
| [略] | |

| | |
|------------------------|-------|
| [略] | [略] |
| 別表第 2 (第 6 条関係) | |
| 名称 | |
| [略] | |
| [削る] | |
| [略] | |
| <u>練馬区立東大泉児童館学童クラブ</u> | |
| <u>練馬区立大泉西小学童クラブ</u> | |
| [略] | |
| [削る] | |
| [略] | |
| <u>練馬区立石神井小学童クラブ</u> | |
| <u>練馬区立石神井小第二学童クラブ</u> | |
| [略] | |
| [削る] | |
| [略] | |
| <u>練馬区立早宮小学童クラブ</u> | |
| [略] | |
| [削る] | |
| [略] | |
| [削る] | |
| [略] | |

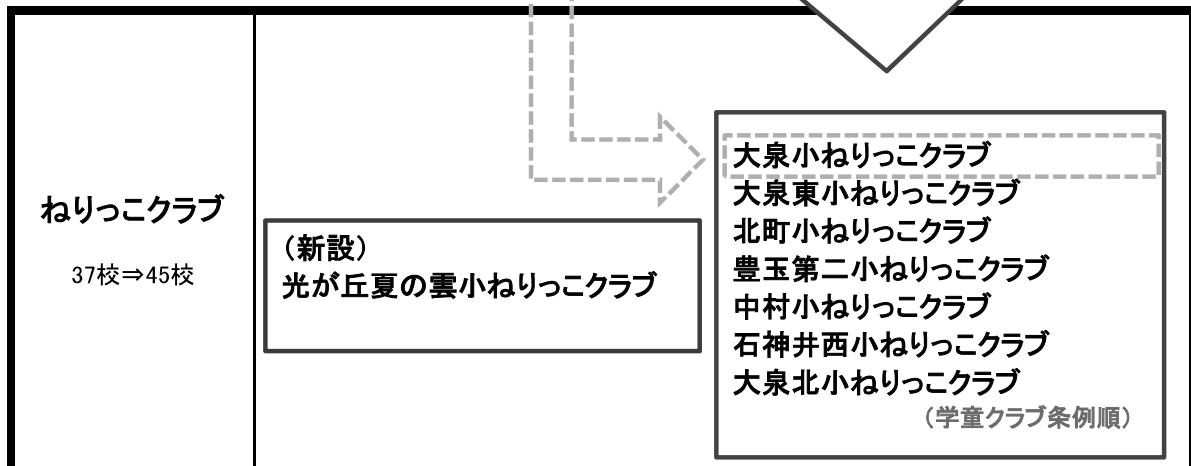
練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例
 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

概要図

【練馬区立学童クラブ条例】



【練馬区ねりっこクラブ条例】





議案第48号

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年6月7日

提出者 練馬区長 前川 耀 男

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

練馬区ねりっこクラブ条例（平成27年6月練馬区条例第46号）の一部をつぎの
ように改正する。

別表第1 練馬区豊玉小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

| | | |
|---------------------|------------------------|-----------------------|
| 練馬区豊玉第二小 ねりっこクラブ | 練馬区立豊玉第二小学校 | 東京都練馬区豊玉上二丁目 16番1号 |
| | 練馬区立豊玉第二小ねりっ こ学童クラブ | 東京都練馬区豊玉上二丁目 16番1号 |

別表第1 練馬区豊玉東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

| | | |
|-------------------|----------------------|---------------------|
| 練馬区中村小ねり っこクラブ | 練馬区立中村小学校 | 東京都練馬区中村二丁目8 番1号 |
| | 練馬区立中村小ねりっこ学 童クラブ | 東京都練馬区中村二丁目8 番1号 |

別表第1 練馬区仲町小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

| | | |
|-------------------|----------------------|-----------------------|
| 練馬区北町小ねり っこクラブ | 練馬区立北町小学校 | 東京都練馬区北町一丁目14 番11号 |
| | 練馬区立北町小ねりっこ学 童クラブ | 東京都練馬区北町一丁目14 番11号 |

別表第 1 練馬区光が丘夏の風小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

| | | |
|-------------------|----------------------|----------------------|
| 練馬区光が丘夏の雲小ねりっこクラブ | 練馬区立光が丘夏の雲小学校 | 東京都練馬区光が丘三丁目 6番1号 |
| | 練馬区立光が丘夏の雲小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区光が丘三丁目 6番1号 |

別表第 1 練馬区石神井東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

| | | |
|-----------------|--------------------|----------------------|
| 練馬区石神井西小ねりっこクラブ | 練馬区立石神井西小学校 | 東京都練馬区関町北一丁目 1番5号 |
| | 練馬区立石神井西小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区関町北一丁目 1番5号 |

別表第 1 練馬区関町小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

| | | |
|---------------|------------------|-----------------------|
| 練馬区大泉小ねりっこクラブ | 練馬区立大泉小学校 | 東京都練馬区東大泉四丁目 25番1号 |
| | 練馬区立大泉小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区東大泉四丁目 25番1号 |

別表第 1 練馬区大泉第六小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

| | | |
|----------------|-------------------|-----------------------|
| 練馬区大泉東小ねりっこクラブ | 練馬区立大泉東小学校 | 東京都練馬区東大泉一丁目 22番1号 |
| | 練馬区立大泉東小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区東大泉一丁目 22番1号 |

別表第 1 練馬区大泉南小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

| | | |
|----------------|------------|------------------------|
| 練馬区大泉北小ねりっこクラブ | 練馬区立大泉北小学校 | 東京都練馬区大泉町四丁目 28番22号 |
|----------------|------------|------------------------|

| | | |
|--|-------------------|--------------------|
| | 練馬区立大泉北小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区大泉町四丁目28番22号 |
|--|-------------------|--------------------|

別表第2 練馬区豊玉小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区豊玉第二小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区豊玉東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区中村小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区仲町小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区北町小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区光が丘春の風小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区光が丘夏の雲小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区石神井東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区石神井西小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区関町小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区大泉第六小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉東小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区大泉南小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉北小ねりっこクラブ

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第48号 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

つぎに掲げるねりっこクラブを実施するため、これらを別表第1および別表第2に加える。

練馬区豊玉第二小ねりっこクラブ

練馬区中村小ねりっこクラブ

練馬区北町小ねりっこクラブ

練馬区光が丘夏の雲小ねりっこクラブ

練馬区石神井西小ねりっこクラブ

練馬区大泉小ねりっこクラブ

練馬区大泉東小ねりっこクラブ

練馬区大泉北小ねりっこクラブ

2 施行期日

令和4年4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区ねりっこクラブ条例新旧対照表

| 現 行 | | | 改正案 | | |
|----------------|-------------------|-------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|
| 本 則 [略] | | | 本 則 [略] | | |
| 付 則 [略] | | | 付 則 [略] | | |
| | | | 付 則 | | |
| | | | この条例は、令和4年4月1日から施行する。 | | |
| 別表第1（第4条関係） | | | 別表第1（第4条関係） | | |
| 名称 | 実施場所 | | 名称 | 実施場所 | |
| | 施設の名称 | 位置 | | 施設の名称 | 位置 |
| 練馬区豊玉小ねりっこクラブ | 練馬区立豊玉小学校 | 東京都練馬区豊玉中四丁目2番20号 | 練馬区豊玉小ねりっこクラブ | 練馬区立豊玉小学校 | 東京都練馬区豊玉中四丁目2番20号 |
| | 練馬区立豊玉小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区豊玉中四丁目2番20号 | | 練馬区立豊玉小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区豊玉中四丁目2番20号 |
| [新設] | [新設] | [新設] | 練馬区豊玉第二小ねりっこクラブ | 練馬区立豊玉第二小学校 | 東京都練馬区豊玉上二丁目16番1号 |
| | [新設] | [新設] | | 練馬区立豊玉第二小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区豊玉上二丁目16番1号 |
| 練馬区豊玉東小ねりっこクラブ | 練馬区立豊玉東小学校 | 東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号 | 練馬区豊玉東小ねりっこクラブ | 練馬区立豊玉東小学校 | 東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号 |
| | 練馬区立豊玉東小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号 | | 練馬区立豊玉東小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号 |
| [新設] | [新設] | [新設] | 練馬区中村小ねりっこクラブ | 練馬区立中村小学校 | 東京都練馬区中村二丁目8番1号 |
| | [新設] | [新設] | | 練馬区立中村小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区中村二丁目8番1号 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 練馬区仲 | 練馬区立仲町小 | 東京都練馬区氷 | 練馬区仲 | 練馬区立仲町小 | 東京都練馬区氷 |

| | | |
|-----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 町小ねり っこクラ ブ | 学校 | 川台二丁目18番 24号 |
| | 練馬区立仲町小 ねりっこ学童ク ラブ | 東京都練馬区氷 川台二丁目18番 24号 |
| [新設] | [新設] | [新設] |
| | [新設] | [新設] |
| [略] | [略] | [略] |
| 練馬区光 が丘春の 風小ねり っこクラ ブ | 練馬区立光が丘 春の風小学校 | 東京都練馬区光 が丘七丁目2番 1号 |
| | 練馬区立光が丘 春の風小ねりっ こ学童クラブ | 東京都練馬区光 が丘七丁目3番 3 - 102号 |
| [新設] | [新設] | [新設] |
| | [新設] | [新設] |
| [略] | [略] | [略] |
| 練馬区石 神井東小 ねりっこ クラブ | 練馬区立石神井 東小学校 | 東京都練馬区南 田中三丁目9番 1号 |
| | 練馬区立石神井 東小ねりっこ学 童クラブ | 東京都練馬区南 田中三丁目9番 1号 |
| [新設] | [新設] | [新設] |
| | [新設] | [新設] |
| [略] | [略] | [略] |
| 練馬区関 | 練馬区立関町小 | 東京都練馬区関 |

| | | |
|-----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 町小ねり っこクラ ブ | 学校 | 川台二丁目18番 24号 |
| | 練馬区立仲町小 ねりっこ学童ク ラブ | 東京都練馬区氷 川台二丁目18番 24号 |
| 練馬区北 町小ねり っこクラ ブ | 練馬区立北町小 学校 | 東京都練馬区北 町一丁目14番11 号 |
| | 練馬区立北町小 ねりっこ学童ク ラブ | 東京都練馬区北 町一丁目14番11 号 |
| [略] | [略] | [略] |
| 練馬区光 が丘春の 風小ねり っこクラ ブ | 練馬区立光が丘 春の風小学校 | 東京都練馬区光 が丘七丁目2番 1号 |
| | 練馬区立光が丘 春の風小ねりっ こ学童クラブ | 東京都練馬区光 が丘七丁目3番 3 - 102号 |
| 練馬区光 が丘夏の 雲小ねり っこクラ ブ | 練馬区立光が丘 夏の雲小学校 | 東京都練馬区光 が丘三丁目6番 1号 |
| | 練馬区立光が丘 夏の雲小ねりっ こ学童クラブ | 東京都練馬区光 が丘三丁目6番 1号 |
| [略] | [略] | [略] |
| 練馬区石 神井東小 ねりっこ クラブ | 練馬区立石神井 東小学校 | 東京都練馬区南 田中三丁目9番 1号 |
| | 練馬区立石神井 東小ねりっこ学 童クラブ | 東京都練馬区南 田中三丁目9番 1号 |
| 練馬区石 神井西小 ねりっこ クラブ | 練馬区立石神井 西小学校 | 東京都練馬区関 町北一丁目1番 5号 |
| | 練馬区立石神井 西小ねりっこ学 童クラブ | 東京都練馬区関 町北一丁目1番 5号 |
| [略] | [略] | [略] |
| 練馬区関 | 練馬区立関町小 | 東京都練馬区関 |

| | | |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 町小ねり っこクラ ブ | 学校 | 町北三丁目23番 34号 |
| | 練馬区立関町小 ねりっこ学童ク ラブ | 東京都練馬区関 町北三丁目23番 34号 |
| [新設] | [新設] | [新設] |
| | [新設] | [新設] |
| [略] | [略] | [略] |
| 練馬区大 泉第六小 ねりっこ クラブ | 練馬区立大泉第 六小学校 | 東京都練馬区南 大泉五丁目25番 29号 |
| | 練馬区立大泉第 六小ねりっこ学 童クラブ | 東京都練馬区南 大泉五丁目25番 29号 |
| [新設] | [新設] | [新設] |
| | [新設] | [新設] |
| 練馬区大 泉南小ね りっこク ラブ | 練馬区立大泉南 小学校 | 東京都練馬区東 大泉六丁目28番 1号 |
| | 練馬区立大泉南 小ねりっこ学童 クラブ | 東京都練馬区東 大泉六丁目28番 1号 |
| [新設] | [新設] | [新設] |
| | [新設] | [新設] |
| [略] | [略] | [略] |

| | | |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 町小ねり っこクラ ブ | 学校 | 町北三丁目23番 34号 |
| | 練馬区立関町小 ねりっこ学童ク ラブ | 東京都練馬区関 町北三丁目23番 34号 |
| 練馬区大 泉小ねり っこクラ ブ | 練馬区立大泉小 学校 | 東京都練馬区東 大泉四丁目25番 1号 |
| | 練馬区立大泉小 ねりっこ学童ク ラブ | 東京都練馬区東 大泉四丁目25番 1号 |
| [略] | [略] | [略] |
| 練馬区大 泉第六小 ねりっこ クラブ | 練馬区立大泉第 六小学校 | 東京都練馬区南 大泉五丁目25番 29号 |
| | 練馬区立大泉第 六小ねりっこ学 童クラブ | 東京都練馬区南 大泉五丁目25番 29号 |
| 練馬区大 泉東小ね りっこク ラブ | 練馬区立大泉東 小学校 | 東京都練馬区東 大泉一丁目22番 1号 |
| | 練馬区立大泉東 小ねりっこ学童 クラブ | 東京都練馬区東 大泉一丁目22番 1号 |
| 練馬区大 泉南小ね りっこク ラブ | 練馬区立大泉南 小学校 | 東京都練馬区東 大泉六丁目28番 1号 |
| | 練馬区立大泉南 小ねりっこ学童 クラブ | 東京都練馬区東 大泉六丁目28番 1号 |
| 練馬区大 泉北小ね りっこク ラブ | 練馬区立大泉北 小学校 | 東京都練馬区大 泉町四丁目28番 22号 |
| | 練馬区立大泉北 小ねりっこ学童 クラブ | 東京都練馬区大 泉町四丁目28番 22号 |
| [略] | [略] | [略] |

別表第2（第7条関係）

| 名称 |
|-------------------|
| 練馬区豊玉小ねりっこクラブ |
| [新設] |
| 練馬区豊玉東小ねりっこクラブ |
| [新設] |
| [略] |
| 練馬区仲町小ねりっこクラブ |
| [新設] |
| [略] |
| 練馬区光が丘春の風小ねりっこクラブ |
| [新設] |
| [略] |
| 練馬区石神井東小ねりっこクラブ |
| [新設] |
| [略] |
| 練馬区関町小ねりっこクラブ |
| [新設] |
| [略] |
| 練馬区大泉第六小ねりっこクラブ |
| [新設] |
| 練馬区大泉南小ねりっこクラブ |
| [新設] |
| [略] |

別表第2（第7条関係）

| 名称 |
|-------------------|
| 練馬区豊玉小ねりっこクラブ |
| 練馬区豊玉第二小ねりっこクラブ |
| 練馬区豊玉東小ねりっこクラブ |
| 練馬区中村小ねりっこクラブ |
| [略] |
| 練馬区仲町小ねりっこクラブ |
| 練馬区北町小ねりっこクラブ |
| [略] |
| 練馬区光が丘春の風小ねりっこクラブ |
| 練馬区光が丘夏の雲小ねりっこクラブ |
| [略] |
| 練馬区石神井東小ねりっこクラブ |
| 練馬区石神井西小ねりっこクラブ |
| [略] |
| 練馬区関町小ねりっこクラブ |
| 練馬区大泉小ねりっこクラブ |
| [略] |
| 練馬区大泉第六小ねりっこクラブ |
| 練馬区大泉東小ねりっこクラブ |
| 練馬区大泉南小ねりっこクラブ |
| 練馬区大泉北小ねりっこクラブ |
| [略] |



議案第49号

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月7日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号）の一部をつぎのように改正する。

目次中「委任（第49条）」を「雑則（第49条・第50条）」に改める。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」のつぎに「および第4項第1号」を加え、同条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「つぎの各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項につぎの各号を加える。

区長が、法第24条第3項（法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」のつぎに「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、「行う者」を「行う施設」に改める。

第37条第4号中「場合」のつぎに「または保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

「第6章 委任」を「第6章 雑則」に改める。

第49条に見出しとして「（委任）」を付し、第6章中同条を第50条とし、同条の前につぎの1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第6章の章名の改正規定、第49条に見出しを付する改正規定および第6章中同条を第50条とし、同条の前に1条を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

議案第49号 練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保に係る基準が見直されたこと等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の内容

本条例では、家庭的保育事業者等は、保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければならない旨が規定されている。

省令の一部改正に伴い、区長が、卒園等により家庭的保育事業者等による保育の提供を終了する際に、保護者の希望に基づき、満3歳以降も引き続き必要な教育または保育が提供されるよう措置を講じているときは、家庭的保育事業者等が卒園児の受入れに係る連携施設を確保することを不要にできることとなったため、本条例においても同様の趣旨の規定を設ける。（第6条関係）

省令の一部改正に伴い、居宅訪問型保育事業者が保育を提供する事例として、保護者の疾病等により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を明記する。（第37条関係）

省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が作成する記録等について、条例上書面で行うことが規定されているもの等については、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨規定する。（第49条関係）

3 施行期日

公布の日。ただし、2 は、令和3年7月1日

4 新旧対照表
別紙 1 のとおり

5 参考資料
別紙 2 のとおり

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

| 現 行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 [略]</p> <p>第 6 章 <u>委任</u> (第49条)</p> <p>付則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、第14条第 1 項および第 2 項、第15条第 1 項、第 2 項および第 5 項、第16条、第17条第 1 項から第 3 項までならびに付則第 4 項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。)または保育が継続的に提供されるよう、つぎに掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第 6 条の 3 第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。</p> | <p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 [略]</p> <p>第 6 章 <u>雑則</u> (第49条・第50条)</p> <p>付則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、第14条第 1 項および第 2 項、第15条第 1 項、第 2 項および第 5 項、第16条、第17条第 1 項から第 3 項までならびに付則第 4 項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)または保育が継続的に提供されるよう、つぎに掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第 6 条の 3 第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号および第 4 項 <u>第 1 号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。</p> |

2・3 [略]

4 区長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

[新設]

[新設]

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、つぎに掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

・ [略]

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、つぎに掲げる保育を提供するものとする。

～ [略]

母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間および深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度および家庭等の状況

2・3 [略]

4 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

区長が、法第24条第3項（法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、つぎに掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

・ [略]

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、つぎに掲げる保育を提供するものとする。

～ [略]

母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間および深夜の勤務に従事する場合または保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神

を勘案し、居宅訪問型保育を提供する
必要性が高いと区が認める乳幼児に対
する保育

第6章 委任

[新設]

第49条 [略]

付 則 [略]

上もしくは環境上の理由により家庭に
おいて乳幼児を養育することが困難な
場合への対応等、保育の必要の程度お
よび家庭等の状況を勘案し、居宅訪問
型保育を提供する必要性が高いと区が
認める乳幼児に対する保育

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等およびその職
員は、記録、作成その他これらに類する
もののうち、この条例の規定において書
面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正
本、副本、複本その他文字、図形等人の
知覚によって認識することができる情報
が記載された紙その他の有体物をいう。
以下この条において同じ。)で行うこと
が規定されているまたは想定されるもの
については、書面に代えて、当該書面に
係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方
式その他人の知覚によっては認識するこ
とができない方式で作られる記録であ
って、電子計算機による情報処理の用に
供されるものをいう。)により行うことが
できる。

(委任)

第50条 [略]

付 則 [略]

付 則

この条例は、公布の日から施行する。た
だし、目次の改正規定、第6章の章名の改
正規定、第49条に見出しを付する改正規定
および第6章中同条を第50条とし、同条の
前に1条を加える改正規定は、令和3年7
月1日から施行する。

家庭的保育事業等および特定地域型保育事業における連携施設の確保について

1 法的根拠について

家庭的保育事業等および特定地域型保育事業とは、原則定員が19人以下で0歳児から2歳児までの児童の保育を行う施設を指す。事業の内容は同一であるが、つぎの表のとおり、国の基準省令・府令に対応し、それぞれ区で条例を制定している。

| 区の条例 | 対応する国の基準省令・府令 |
|--------------------------------------|--|
| 練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令） |
| 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令） |

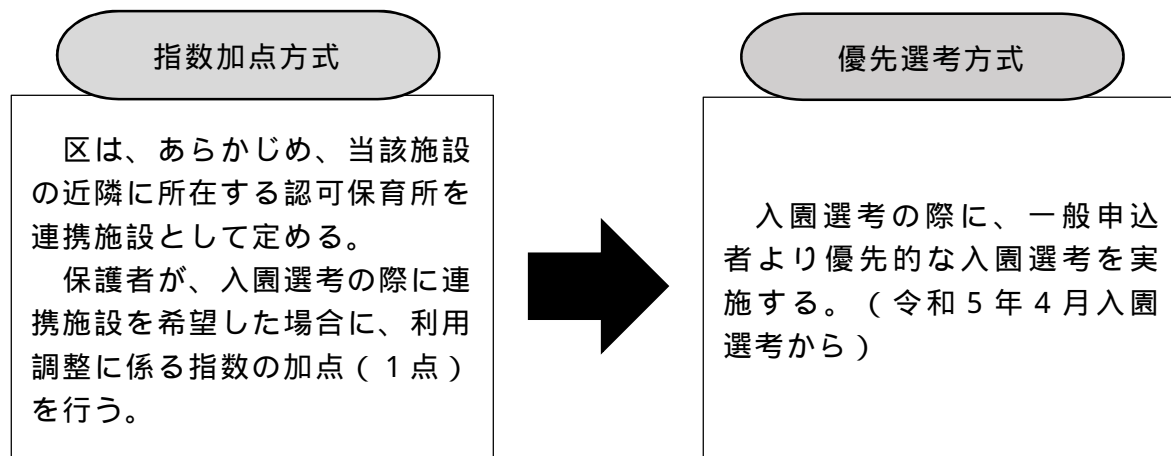
2 卒園児の受入れに係る連携施設の確保状況

国の基準省令・府令および区条例では、事業者は卒園等により保育の提供を終了した満3歳以降も、児童に対して必要な教育または保育が提供されるよう、保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければならない旨を規定している。

ところが、事業者による連携施設の確保が困難であることから、連携施設の確保義務の免除に係る経過措置期間を、当初の5年間（令和元年度末まで）から10年間（令和6年度末まで）に延長している。（令和元年第四回定例会で条例改正）

3 新たな卒園後の受皿確保の仕組みについて

区では、事業者による卒園児の受入れに係る連携施設の確保を不要とするために区長が講じる「必要な措置」として、現行の入園選考の際に利用調整に係る指数を加点する方式（指数加点方式）から、入園選考の際に満3歳から新たに保育所を利用する一般申込者より優先的な入園選考を実施する方式（優先選考方式）へと改める。





議案第50号

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月7日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第45号）の一部をつぎのように改正する。

第42条第1項第3号中「この号」のつぎに「および第4項第1号」を加え、同条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「つぎの各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項につぎの各号を加える。

区長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」のつぎに「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、「行う者」を「行う施設」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の一部改正に伴い、特定地域型保育事業における卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保に係る基準が見直されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の内容

本条例では、特定地域型保育事業者は、保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければならない旨が規定されている。

府令の一部改正に伴い、区長が、卒園等により特定地域型保育事業者による保育の提供を終了する際に、保護者の希望に基づき、満3歳以降も引き続き必要な教育または保育が提供されるよう措置を講じているときは、特定地域型保育事業者が卒園児の受入れに係る連携施設を確保することを不要にできることとなったため、本条例においても同様の趣旨の規定を設ける。（第42条関係）

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

裏面のとおり

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

| 現 行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、つぎに掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 区長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>[新設]</p> | <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、つぎに掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号および第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 区長は、<u>つぎの各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>区長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置そ</u></p> |

[新設]

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、つぎに掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

・ [略]

6 ~ 9 [略]

付 則 [略]

の他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、つぎに掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

・ [略]

6 ~ 9 [略]

付 則 [略]

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第51号

練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年6月7日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

練馬区立子ども家庭支援センター条例（平成17年7月練馬区条例第65号）の一部をつぎのように改正する。

第1条中「（以下「センター」という。）」を削り、「に対する総合的な支援を」を「の支援、児童虐待の防止その他の支援を総合的に」に改め、同条のつぎにつぎの1条を加える。

（設置）

第1条の2 前条の目的を達成するため、練馬区立子ども家庭支援センターおよび練馬区立地域子ども家庭支援センター（以下「地域子ども家庭支援センター」という。）（以下これらを「センター」という。）を設置する。

2 練馬区立子ども家庭支援センターは、地域子ども家庭支援センターを統括する。

第2条および第3条をつぎのように改める。

（名称および位置）

第2条 センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。

練馬区立子ども家庭支援センター

| 名称 | 位置 |
|-----------------|--|
| 練馬区立子ども家庭支援センター | 東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号 東京都練馬区石神井町三丁目30番26号 |

地域子ども家庭支援センター

| 名称 | 位置 |
|---------------------------|---|
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター －練馬 | 東京都練馬区練馬一丁目17番1号 東京都練馬区豊玉北五丁目18番12号 (分室) |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター －関 | 東京都練馬区関町北一丁目21番15号 |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター －光が丘 | 東京都練馬区光が丘二丁目9番6号 東京都練馬区光が丘五丁目2番5 - 105号(分室) |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター －貫井 | 東京都練馬区貫井三丁目25番15号 |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター －大泉 | 東京都練馬区東大泉五丁目35番1号 |

(事業)

第3条 センターは、つぎに掲げる子どもおよび子育て家庭の支援に関する事業を行う。

相談に関する事業

サービスの提供に関する事業

情報の提供に関する事業

子育てに係る地域活動の支援に関する事業

2 センターは、つぎに掲げる児童虐待の防止に関する事業を行う。

未然防止に関する事業

早期発見、早期対応ならびに虐待を受けた子どもおよびその子育て家庭への支援に関する事業

3 センターは、つぎに掲げる関係機関との連携等に関する事業を行う。

前項の事業に係る児童相談所との連携、協働および調整に関する事業

前2項の事業に係る関係機関との連携および調整に関する事業

4 前3項に定めるもののほか、センターは、第1条の目的を達成するため、区長が必要と認める事業を行う。

第4条第2号中「交流室兼保育室」のつぎに「（練馬区立子ども家庭支援センターを除く。）」を加え、同条第3号中「地域活動室」のつぎに「（練馬区立子ども家庭支援センターを除く。）」を加える。

第5条第2項中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に、「同項第1号」を「前項第1号」に改める。

第6条第1項の表練馬区立練馬子ども家庭支援センターの項中「練馬区立練馬子ども家庭支援センター」を「練馬区立子ども家庭支援センター」に改め、同項のつぎにつぎのように加える。

| | |
|---------------------|---|
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター練馬 | 1 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時まで 2 土曜日 午前9時から午後5時まで |
|---------------------|---|

第6条第1項の表練馬区立関子ども家庭支援センターの項中「練馬区立関子ども家庭支援センター」を「練馬区立地域子ども家庭支援センター関」に改め、同表練馬区立光が丘子ども家庭支援センターの項中「練馬区立光が丘子ども家庭支援センター」を「練馬区立地域子ども家庭支援センター光が丘」に改め、同表練馬区立貫井子ども家庭支援センターの項中「練馬区立貫井子ども家庭支援センター」を「練馬区立地域子ども家庭支援センター貫井」に改め、同表練馬区立大泉子ども家庭支援センターの項中「練馬区立大泉子ども家庭支援センター」を「練馬区立地域子ども家庭支援センター大泉」に改める。

第15条から第20条までを削り、第21条を第15条とする。

別表の の表中「センター（）」を「地域子ども家庭支援センター（）」に、「練馬区立練馬子ども家庭支援センター」を「練馬区立地域子ども家庭支援センター練馬」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年6月11日

こども家庭部練馬子ども家庭支援センター

議案第51号 練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

平成16年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、虐待相談の窓口区市町村が追加されたことを受け、練馬区（以下「区」という。）は、平成17年に子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）を設置し、育児不安の解消や児童虐待の防止に取り組んできた。

その後、虐待通告の急増等を背景として、児童相談体制の強化を図るため、平成28年に児童福祉法が改正され、令和元年に東京都（以下「都」という。）から区への事案送致や指導委託が開始された。また、都と区市町村合同の児童相談体制等検討会の検討結果を受けて、区は、令和2年7月に都区協働の虐待対応拠点を設置し、都児童相談所との連携強化を行っている。

令和4年度からセンターを再編し、練馬区立子ども家庭支援センター（以下「本庁センター」という。）の統括のもと、区内5か所の練馬区立地域子ども家庭支援センター（以下「地域センター」という。）が新たに一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの訪問を実施し、再発防止等を支援するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

児童を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、センターの設置目的に、児童虐待の防止等を加えるとともに、センターが行う事業を整理し、事業の構成を明確にする。（第1条、第3条関係）

5つのセンターを、本庁センターと5か所の地域センターに再編し、本庁センターが地域センターを統括する旨の規定を加える。（第1条の2、第2条関係）

児童虐待の再発防止等支援を強化するため、地域センターの運営体制を変更し、指定管理者制度による管理運営に係る規定を削る。（第15条 - 第20条関係）

その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 参考資料

子ども家庭支援センターの運営体制の変更

練馬区立子ども家庭支援センター条例新旧対照表

| 現 行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|-------------------|-------------------|---|----------------------------|--|--------------------------|------------------|--------------------|----------|----------|---|----|----|-----------------|--|----|----|-------------------|------------------|-----|----------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、練馬区立子ども家庭支援センター(以下「センター」という。)の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、子どもおよび子どもを育成する家庭(以下「子育て家庭」という。)に対する総合的な支援を行い、もって区民が安心して子どもを生き育て、子どもが健やかに成長することができる環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>[新設]</p> <p>(名称および位置)</p> <p>第2条 センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="239 1433 782 1993"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>練馬区立練馬子ども家庭支援センター</td> <td>東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>東京都練馬区豊玉北五丁目18番12号(練馬駅南分室)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都練馬区練馬一丁目17番1号(練馬駅北分室)</td> </tr> <tr> <td>練馬区立関子ども家庭支援センター</td> <td>東京都練馬区関町北一丁目21番15号</td> </tr> <tr> <td>練馬区立光が丘子</td> <td>東京都練馬区光が</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 練馬区立練馬子ども家庭支援センター | 東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号 | 一 | 東京都練馬区豊玉北五丁目18番12号(練馬駅南分室) | | 東京都練馬区練馬一丁目17番1号(練馬駅北分室) | 練馬区立関子ども家庭支援センター | 東京都練馬区関町北一丁目21番15号 | 練馬区立光が丘子 | 東京都練馬区光が | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、練馬区立子ども家庭支援センターの設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、子どもおよび子どもを育成する家庭(以下「子育て家庭」という。)の支援、児童虐待の防止その他の支援を総合的にを行い、もって区民が安心して子どもを生き育て、子どもが健やかに成長することができる環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、<u>練馬区立子ども家庭支援センターおよび練馬区立地域子ども家庭支援センター(以下「地域子ども家庭支援センター」という。)(以下これらを「センター」という。)</u>を設置する。</p> <p>2 練馬区立子ども家庭支援センターは、<u>地域子ども家庭支援センター</u>を統括する。</p> <p>(名称および位置)</p> <p>第2条 センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。</p> <p><u>練馬区立子ども家庭支援センター</u></p> <table border="1" data-bbox="877 1478 1388 1769"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>練馬区立子ども家庭支援センター</td> <td>東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号 東京都練馬区石神井町三丁目30番26号</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>地域子ども家庭支援センター</u></p> <table border="1" data-bbox="877 1814 1388 1993"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>練馬区立地域子ども家庭支援センター</td> <td>東京都練馬区練馬一丁目17番1号</td> </tr> <tr> <td>一練馬</td> <td>東京都練馬区豊玉</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 練馬区立子ども家庭支援センター | 東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号 東京都練馬区石神井町三丁目30番26号 | 名称 | 位置 | 練馬区立地域子ども家庭支援センター | 東京都練馬区練馬一丁目17番1号 | 一練馬 | 東京都練馬区豊玉 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区立練馬子ども家庭支援センター | 東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 | 東京都練馬区豊玉北五丁目18番12号(練馬駅南分室) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 東京都練馬区練馬一丁目17番1号(練馬駅北分室) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区立関子ども家庭支援センター | 東京都練馬区関町北一丁目21番15号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区立光が丘子 | 東京都練馬区光が | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区立子ども家庭支援センター | 東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号 東京都練馬区石神井町三丁目30番26号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター | 東京都練馬区練馬一丁目17番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一練馬 | 東京都練馬区豊玉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------------------|---|
| ども家庭支援センター | 丘二丁目9番6号 東京都練馬区光が 丘五丁目2番5 - 105号(分室) |
| 練馬区立貫井子ども家庭支援センター | 東京都練馬区貫井 三丁目25番15号 |
| 練馬区立大泉子ども家庭支援センター | 東京都練馬区東大 泉五丁目35番1号 |

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。

子どもおよび子育て家庭についての相談に関する事業

子どもおよび子育て家庭を支援するサービスの提供に関する事業

子どもおよび子育て家庭の支援に係る情報の提供に関する事業

子どもおよび子育て家庭の支援に係る関係機関との連携および調整に関する事業

子育てに係る地域活動の支援に関する事業

児童虐待の防止に関する事業

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

| | |
|----------------------------|---|
| | 北五丁目18番12号 (分室) |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター - 関 | 東京都練馬区関町 北一丁目21番15号 |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター - 光が丘 | 東京都練馬区光が 丘二丁目9番6号 東京都練馬区光が 丘五丁目2番5 - 105号(分室) |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター - 貫井 | 東京都練馬区貫井 三丁目25番15号 |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター - 大泉 | 東京都練馬区東大 泉五丁目35番1号 |

(事業)

第3条 センターは、つぎに掲げる子どもおよび子育て家庭の支援に関する事業を行う。

相談に関する事業

サービスの提供に関する事業

情報の提供に関する事業

子育てに係る地域活動の支援に関する事業

2 センターは、つぎに掲げる児童虐待の防止に関する事業を行う。

未然防止に関する事業

早期発見、早期対応ならびに虐待を受けた子どもおよびその子育て家庭へ

(施設)

第4条 センターに、つぎに掲げる施設を設ける。

[略]

交流室兼保育室

地域活動室

[略]

(休館日等)

第5条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号および第3号の事業のうち乳幼児一時預かり(生後6月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で一時的に保育を必要とするものに対して行う保育をいう。以下同じ。)、夜間一時保育(午後5時から午後10時までの間において、2歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で保護者の仕事その他の練馬区規則(以下「規則」という。)で定める事由により一時的に保育を必要とするものに対して行う保育をいう。以下同じ。)その他の規則で定める事業(以下「乳幼児一時預かり等」という。)については、同項第1号および第2号に定める日(1月1日を除く。)においても行うことができる。

の支援に関する事業

3 センターは、つぎに掲げる関係機関との連携等に関する事業を行う。

前項の事業に係る児童相談所との連携、協働および調整に関する事業

前2項の事業に係る関係機関との連携および調整に関する事業

4 前3項に定めるもののほか、センターは、第1条の目的を達成するため、区長が必要と認める事業を行う。

(施設)

第4条 センターに、つぎに掲げる施設を設ける。

[略]

交流室兼保育室(練馬区立子ども家庭支援センターを除く。)

地域活動室(練馬区立子ども家庭支援センターを除く。)

[略]

(休館日等)

第5条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号および第3号の事業のうち乳幼児一時預かり(生後6月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で一時的に保育を必要とするものに対して行う保育をいう。以下同じ。)、夜間一時保育(午後5時から午後10時までの間において、2歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で保護者の仕事その他の練馬区規則(以下「規則」という。)で定める事由により一時的に保育を必要とするものに対して行う保育をいう。以下同じ。)その他の規則で定める事業(以下「乳幼児一時預かり等」という。)については、前項第1号および第2号に定める日(1月1日を除く。)においても行うことがで

(開館時間等)

第6条 センターの開館時間は、つぎのとおりとする。

| 名称 | 開館時間 |
|--------------------|------|
| 練馬区立練馬子ども家庭支援センター | [略] |
| [新設] | [新設] |
| 練馬区立関子ども家庭支援センター | [略] |
| 練馬区立光が丘子ども家庭支援センター | [略] |
| 練馬区立貫井子ども家庭支援センター | [略] |
| 練馬区立大泉子ども家庭支援センター | [略] |

2・3 [略]

(指定管理者による管理)

第15条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センター(練馬区立光が丘子ども家庭支援センターに限る。以下同じ。)の管理を行わせるものとする。

(業務の範囲)

きる。

(開館時間等)

第6条 センターの開館時間は、つぎのとおりとする。

| 名称 | 開館時間 |
|----------------------|---|
| 練馬区立子ども家庭支援センター | [略] |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター練馬 | 1 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時まで 2 土曜日 午前9時から午後5時まで |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター関 | [略] |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター光が丘 | [略] |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター貫井 | [略] |
| 練馬区立地域子ども家庭支援センター大泉 | [略] |

2・3 [略]

[削る]

第16条 センターの指定管理者は、つぎに掲げる業務を行う。 [削る]

第3条に規定する事業に関する業務

第8条に規定する利用の承認および第9条に規定する利用の不承認に関する業務

第12条に規定する利用承認の取消し等に関する業務

センターの施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務

前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第17条 第15条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。 [削る]

第18条 区長は、前条の規定による申請があったときは、つぎに掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができる [削る]
と認め
るものを指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

センターの運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

センターの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。

センターの施設、付属設備および物品の適切な維持管理を行うことができるものであること。

センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

センターの管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること。

2 区長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第19条 指定管理者は、つぎに掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

この条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。

利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。

施設、付属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金)

第20条 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として利用者から収受することができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受することができる利用料金の額は、第10条第1項に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、収受する利用料金の額を減額し、または免除することができる。

4 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、収受した利用料金の全部または一部を還付することができる。

第21条 [略]

付 則 [略]

別表(第10条関係)

乳幼児一時預かりに係る使用料
ア センター(練馬区立練馬子ども家

[削る]

[削る]

第15条 [略]

付 則 [略]

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

乳幼児一時預かりに係る使用料
ア 地域子ども家庭支援センター(練

庭支援センターを除く。)

[略]

イ 練馬区立練馬子ども家庭支援センター

[略]

[略]

馬区立地域子ども家庭支援センター
練馬を除く。)

[略]

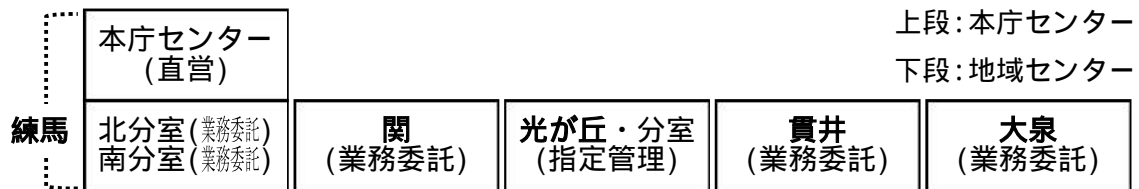
イ 練馬区立地域子ども家庭支援センター
練馬

[略]

[略]

子ども家庭支援センターの運営体制の変更

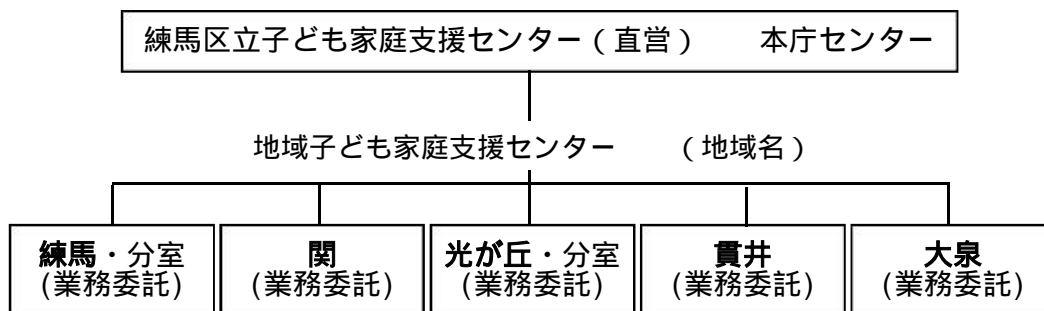
現 行



- ・本庁センターは、主に児童虐待における調査、訪問・面談、関係機関調整等を担っている。
- ・地域センターは、主に子育て支援サービスや相談支援を担い、児童虐待における通告の受理のみを担っている。業務委託または指定管理者制度で運営している。



令和4年度～



- ・本庁センターが地域センターを統括する体制とする。
- ・一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの訪問支援は、本庁センターも適宜関与しながら地域センターが実施する。両者の緊密な連携によりケースの変化にも適切に対応する必要があるため、地域センターは業務委託に統一する。

令和 3 年 6 月 25 日
 こども家庭部子育て支援課

区立学童クラブの休室について

区立学童クラブのうち、下記の学童クラブを光が丘夏の雲小ねりっこクラブの新設にあわせて休室する。

記

1 休室する学童クラブ（2施設）

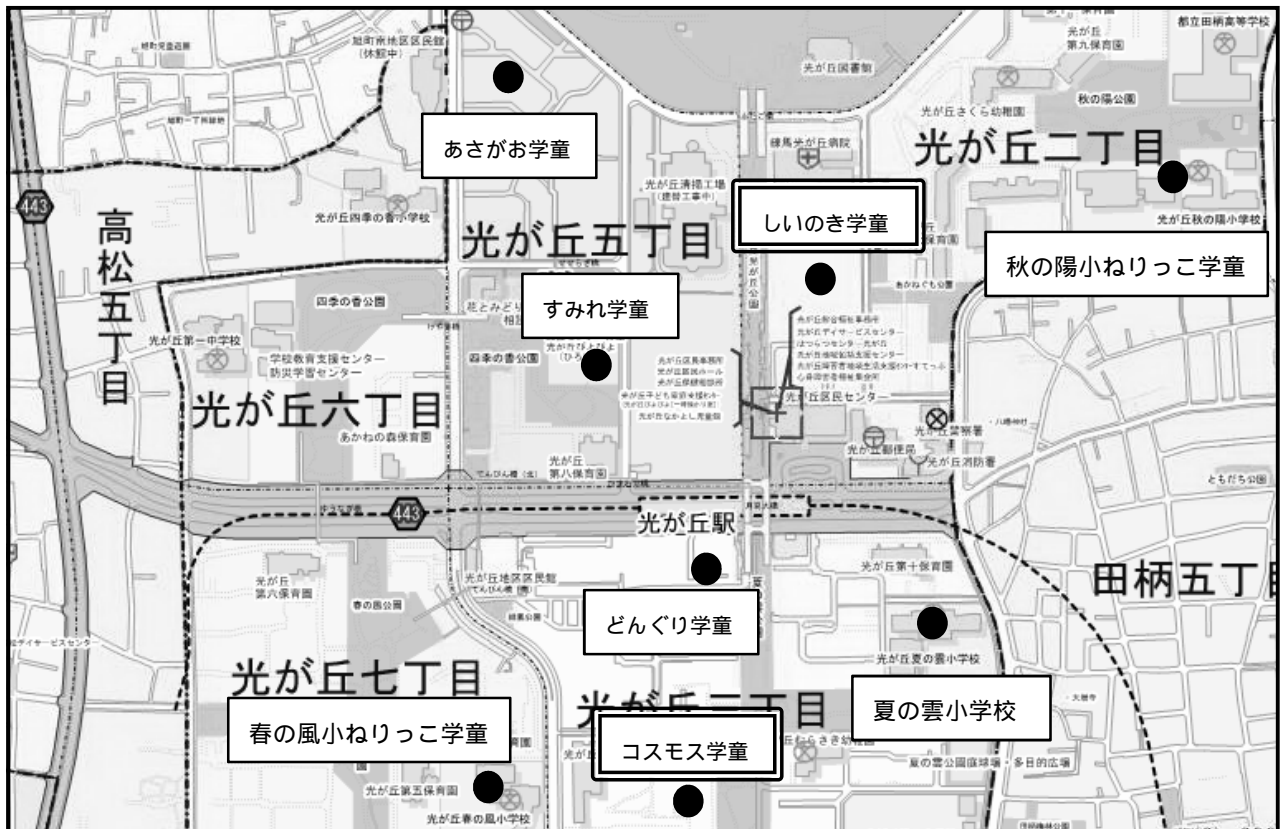
（1）光が丘コスモス学童クラブ

所在地 練馬区光が丘 3 - 3 - 4 -105
 受入上限数 50 名
 在籍児童数 50 名（令和 3 年 4 月 1 日時点）
 休室期間 令和 4 年 4 月 1 日から当面の間

（2）光が丘しいのき学童クラブ

所在地 練馬区光が丘 2 -10- 4 -201
 受入上限数 40 名
 在籍児童数 22 名（令和 3 年 4 月 1 日時点）
 休室期間 令和 4 年 4 月 1 日から当面の間

<光が丘地域の学童クラブ案内図>



令和 3 年 6 月 25 日
こども家庭部子育て支援課

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の子育て世帯分) について

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」について、下記のとおり実施する。

記

1 実施概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 支給対象者

- (1) 令和 3 年 4 月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である方
- (2) (1)のほか、対象児童()の養育者であって、以下のいずれかに該当する者
 - ア 令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である方
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)
令和 3 年 3 月 31 日時点で、18 歳未満(障害児の場合は 20 歳未満)の児童。令和 4 年 2 月末までに生まれた新生児等も対象となる。

3 支給額

児童 1 人当たり一律 5 万円

4 申請について

- (1) 上記 2 (1)については、申請は不要(案内は 6 月下旬以降に送付予定)
- (2) 上記 2 (2)については、申請が必要(令和 4 年 2 月 28 日までに申請が必要)

5 支給時期

- (1) 上記2(1)については、7月下旬頃、児童手当または特別児童扶養手当の登録口座に振り込む。
- (2) 上記2(2)については、申請を受付・審査した後、順次指定口座に振り込む。

6 区民への周知

区報、区ホームページ、対象と思われる方への個別送付、小中学校や幼稚園・保育園での保護者向けにチラシ配布、区立施設でのポスター掲示、ねりま子育てサポートナビや区LINE公式アカウントを活用した情報配信などを検討

7 経費

約5億8千万円。全額国庫負担(補助率10/10)。補正予算に計上